

## 足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、エアコンの購入にあたり「東京ゼロエミポイント」を活用した足立区民に対し、予算の範囲内でエアコンの購入及び設置に要する費用の一部又は全額を補助することにより、気候変動適応対策の推進に寄与することを目的とする。

### (補助対象機器)

第2条 足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金（以下「本補助金」という。）の交付対象となる機器は、東京都が実施する、家庭のゼロエミッション行動推進事業「東京ゼロエミポイント」（以下「東京ゼロエミポイント」という。）を活用して購入した機器とする。

### (補助金の交付対象)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 足立区内に住民登録がある個人であること。
- (2) エアコンを購入した日から12か月を経過していないこと。
- (3) エアコンの購入にあたり、東京ゼロエミポイントを活用していること。
- (4) 区内の自らが居住する住宅（住民登録地と同一であるものに限る。）に、足立区内の店舗において購入した新品のエアコンを設置していること。
- (5) 住民登録上、次のいずれかに該当する世帯に属していること。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年社発第382号）により同法に基づく保護と同等の措置を受けている外国人を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。

ア 本補助金の申請を行う年度（申請時点において、当該年度の非課税証明書が発行されていない場合にあつては、当該年度の前年度）において住民税が非課税又は住民税均等割のみの課税をされている世帯であること。この場合において、世帯分離により非課税又は住民税均等割のみの課税となっている場合は、生活の実態が独立していなければならないものとする。

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童及び同法第4条に規定する児童扶養手当の支給要件を満たし、申請時において現に児童扶養手当を受給している者を含む世帯（以下「ひとり親家庭等」という。）であること。ただし、児童扶養手当を受給している者以外に住民税が課税されている世帯員がいる場合はこの限りでない。

- (6) 申請者、申請者と同一世帯に属する者又は同一の建物（集合住宅にあつては、各住戸）に居住する者が、同一年度内及び過去5年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内をいう。）において、本補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (7) 当該エアコンの購入費について、他に区の補助金に係る交付決定を受けていないこと。
- (8) 補助対象者に本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第4条 本補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、東京ゼロエミポイントの活用により値引きされた後のエアコン本体の購入及び設置工事に要した費用（販売店の延長保証料を除く。）とする。ただし、エアコンを複数台同時に購入した場合は、金額が一番高いエアコン1台分の当該費用を補助対象経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

が自ら設置工事を行った場合は、当該設置工事に要した費用は補助対象経費としないこととする。

(補助金の交付額)

第5条 本補助金の額は、申請に係る補助対象経費から1,000円未満の額を切り捨てたものとする。ただし、本補助金の額の上限は、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、当該エアコンの購入後、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) エアコンを購入した際の領収書の写し(申請者が次条第4項の規定により本補助金の受領権限に係る委任を希望する場合にあつては、自己負担分の領収書の写し)及び当該エアコンの購入に係る費用の内訳が分かる書面

(2) 当該エアコンを設置したことが分かる書類(設置後のカラー写真、メーカーが発行した保証書等)

(3) ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し

(4) 申請者又は同一世帯に属する者が、本補助金の申請を行う前年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、本補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書

(5) その他、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、本補助金の交付を受けようとする者は、電子情報処理組織(区の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して本補助金の申請を行うことができる。この場合において、前項各号に掲げる書類の提出については、当該書類の写真データ等の添付に代えることができるものとする。

3 前2項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

4 前項の受付については、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、受付を終了することとする。

5 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位が上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めるときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めるとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、気候変動適応対策エアコン購入費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付決定を受けた者(以下「本補助金交付決定者」という。)は、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第4号様式)を区長に提出するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、当該補助金交付決定者から本補助金の受領権限に係る委任を受けた者は、気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請求書兼口座振替依頼書を提出することにより、本補助金を受領することができる。この場合において、当該委任を受けた者は、当該補助金交付決定者から委任を受けた旨を明らかにした委任状を提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条第3項又は第4項の規定により気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付請

求書兼口座振替依頼書が提出された場合は、速やかに本補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、本補助金交付決定者が次のいずれかに該当すると認める場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) ひとり親家庭等に属する者である場合において、その者に係る児童扶養手当について、交付申請書の提出時以前に遡って全部支給停止又は資格喪失となったとき。
- (4) 東京ゼロエミポイント利用後、遡って当該事業の対象とならなかったとき。
- (5) 誓約書に反する行為があったとき。
- (6) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による取消しを行った場合は、当該交付決定者に対し、速やかに気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(不正手続き等に対する措置)

第9条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者（以下本条において「本補助金交付決定者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

- (1) 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求
- (2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。
- (3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第10条 本補助金交付決定者は、区長が本補助金の交付決定を取り消した場合において、既に本補助金が交付されているときは、区長が定める期間内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第11条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となったエアコンの状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第12条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第13条 本補助金交付決定者は、当該エアコンを常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第14条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（3足環政発第1521号 令和3年7月21日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（3足環政発第4627号 令和4年3月30日区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（4足環政発第4294号 令和5年3月16日区長決定）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（5足環政発第2359号 令和5年8月25日区長決定）

この要綱は、令和5年8月28日から施行する。

付 則（5足環政発第5031号 令和6年3月28日 区長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（6足環政発第5385号 令和7年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足環政収第3307号 令和7年10月17日 区長決定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7足環政収第6993号 令和8年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（提出先）

足立区長

申請者

住 所	〒 -		
ふりがな			
申請者名			
電話番号 (昼間の連絡先)	-	-	)

### 気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付申請書

足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金の交付を下記のとおり申請します。

本補助申請に当たっては、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、私の足立区における住民記録情報、税務情報、児童扶養手当受給情報及び生活保護受給情報を調査し、利用することを承諾します。あわせて、裏面の【誓約内容】を確認し、その内容に誓約します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ （同意の場合は、に✓をしてください）

1 メーカー名・機種名（型番）	（メーカー名）	（型番）
2 購入年月日	年	月 日
3 東京ゼロエミポイント利用額		円
4 購入金額		円（税込）
5 補助金交付申請額		円
6 新規設置前のエアコンの状況 (いずれかの枠内に✓をしてください)	<input type="checkbox"/> 自宅に冷房機能が使用できるエアコンが1台もなかった <input type="checkbox"/> 故障や経年劣化で冷房を付けても室内が涼しくならなかった <input type="checkbox"/> 熱中症を予防するうえで必要数の設置ができていなかった <input type="checkbox"/> その他( )	
7 申請書提出者 (申請者と異なる場合は記入)	氏名 :	(会社名 ) 連絡先 :

区処理	受付者	台帳入力	税務確認	住記確認	児扶手確認	重複確認

【誓約内容】

- 1 足立区内に住民登録があり、かつ、申請の対象となる住宅での居住実態がある。
- 2 同一世帯で複数の申請をしていない。
- 3 申請年度及び過去5年以内に、足立区被保護世帯向けエアコン購入費補助金交付要綱補助金の交付決定を受けていない。
- 4 世帯員全員収入等の申告は正確にしており、課税情報に嘘偽りはない。
- 5 賃貸住宅に設置する場合において、当該賃貸住宅の所有者、管理者等の同意を得ている。
- 6 申請の対象となる住宅は、店舗、事務所等ではない。
- 7 転売・譲渡等を目的としていない。
- 8 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合などの理由により、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき交付決定の全部又は一部が取り消され、同要綱第10条の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、当該補助金を速やかに返還する。

様

足立区長

## 気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定通知書

先に申請のあった足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金について、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

### 記

補助金交付金額

¥ \_\_\_\_\_

#### 1 補助金交付決定後の注意事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を請求する場合があります。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により、本補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) ひとり親家庭等に属する者である場合において、その者に係る児童扶養手当について、交付申請書の提出時以前に遡って全部支給停止又は資格喪失となったとき。
- (4) 東京ゼロエミポイント利用後、遡って当該事業の対象とならなかったとき。
- (5) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

No. \_\_\_\_\_

足 収第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 気候変動適応対策エアコン購入費補助金不交付決定通知書

先に申請のあった足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金について、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記の理由により不交付を決定したので通知します。

記

理 由

No. \_\_\_\_\_



足 発第 号  
年 月 日

様

足立区長

## 気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付、足 収第 号で通知した足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付決定について、足立区気候変動適応対策エアコン購入費補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

### 記

1 理 由

2 補助金交付決定取消金額

¥ \_\_\_\_\_

No. \_\_\_\_\_